

注意 1. 本電の取扱いに慎重を期せられたい。
2. 本電に関する照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願いたい。

電信写

08 012

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大人察持 長
表大使使大器

総機対会ロ陽清研

察人國在警史オ

外報官 密報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保列旅外

長 密鑑安平
企国

審 参軍不科流

国長 参行専入鄭地

ア 参地中東
審①東西

長 審一二保

北米長 参一二

南長 密西口洋
西東
二

長 参一二アア
二二

近ア長

経 審総漁国
審経エ国
一ネ
二二

長 参海 審準

経協長 密政護国開無
参緊評技有理

参長 審条協②

情長 参国析析調
二二

總 番 号 R186046

月 10日

平成 5年 9月 10日

韓 国 発
本 省 着

主 管
亜 北

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

在韓ひ爆者支援拠出金

秘密指定解除
公文書監理室

第2901号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO8683-03）

秘密指定解除

公文書監理室

50848? -1

貴電ア北第1444号に関し、

8日、武蔵が、大韓赤十字社（以下、韓赤）李炳雄（イ・ボンウ）事務総長を往訪して、冒頭貴電1.の日本政府の立場を説明したところ、やりとりの内容次の通り。（先方金容吉（キム・ヨンギ）国際部国際協力課長、崔榮奎（チ・ヨンギュ）原爆福祉事業所長、当方丸尾同席）

1. まず当方より以下の通り申し入れ。

日韓間の戦後処理問題は、65年の日韓基本条約及び請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決したというのが基本原則である。原爆被災者の支援事業も右原則の枠内で行うものであり、個人に対する補償、あるいは補償と似た性格をもった支出は行えない。かかる考え方を前提として、日韓両国政府及び韓赤との間で議論して作成された枠組みがガイドラインである。ガイドラインには可能な限り韓赤の意見は尊重するとあるが、ガイドラインの精神の範囲内で尊重するものであり、当然のことながら診療補助費への支出などは含まれない。（ここで冒頭貴電の抗議を行い、使用の即時停止を求めた。）

ガイドラインによれば、拠出金の使用に関して日本政府と相談することになっているにも拘らず、何らの相談も無しに用途の変更が行われたのも遺憾である。また、福祉会館については、建設が遅れているが、これを早急に進めるべきである。

2. これに対し、先方は以下の通り応答。

（1）韓赤の基本的立場

まず、日本政府に対して、拠出金による支援を行ってくれたことに感謝を申し上げる。ただ、韓赤としても、この問題の難しさに頭を悩ませており、貴官にお会いして相談したいと考えていたところである。拠出金は、日本政府が好意によって支援してくれたものであり、その使用・管理方法に関し、日本政府

秘密指定解除

公文書監理室

秘

の立場も尊重しなければならない。しかし、このことを被爆者側は理解していない。被爆者の主張は、(1) 拠出金は自分たちの努力によって勝ち取ったと考えており、自分たちのためのかかる拠出金をなぜ韓赤が管理するのか。(2) 被爆者支援の対象は一世であり、20～30年もすれば死ぬ者であるので、福祉会館などは作っても大して役には立たない。先の短い自分たち一世があまり恩恵を受けられない福祉会館の建設よりは、現在金銭が支給される方がよい。

(3) 日本では被爆者に対して手厚い支援が行われているのに(当館注：我が国政府や長崎市が支給している介護手当や見舞金等を想定している模様。)、韓国では日本で行っているような支援が行われていない。右主張を行ってきている被爆者が毎日のようにデモを行い、自分(李事務総長)の元にも被爆者協会の幹部が連日抗議を行って、ほとんど他の仕事が手に付かないほどであった。韓赤総裁や保健社会部長官にも強い抗議が殺到した。マスコミもガイドラインの通りに支出を行うことに批判的である。但し、ガイドラインから若干踏み出していることは事実であり、ガイドラインの変更も含めて検討して欲しい。当初、これほどの抗議が来るとは予想していなかったが、本件につき交渉していた当時と比べて状況が非常に違うことはぜひ考慮して欲しい。韓赤が、かかる各方面からの非難に対し、説得し、被爆者をなだめながら、ガイドラインにできるだけ忠実に支出を行うべく、総裁にも相談しながら決定したものである。日本政府としても韓赤のかかる立場を理解し、大使にもお伝えして欲しい。

(2) 診療補助費

被爆者の大部分は、生活水準が非常に低い。[平] 平川にある施設で治療を受けている被爆者の約半数は生活保護を受けている状況である。治療を受けるため病院に通わなければならないところ、微しい動きが極力禁じられている被爆者についてはタクシーによる移動によって最大限の治療効果が期待し得る。また、物理治療を受けたり、薬も買わなければならない。こうした観点から、日本でも原爆被災者に対して介護手当等を支給しているものと思う。しかし、これにつき全て領収書を取ってこれを審査するというのでは、韓赤としても事務的な

秘密指定解除

公文書監理室

秘

処理は難しい。既に、韓赤の事務の相当部分は本件に関わるものであり、右事務に関する費用は韓赤の自己資金で賄っているが、これ以上の負担は耐えがたい。実際上の問題として、診療補助費が認められないというのであれば、韓赤として本件にどのように対応し得るのか、~~検討~~^{見当}もつかないというのが現実である。

(3) 福祉会館の建設

当初、福祉会館七カ所の建設を予定していたが、被爆者側は一カ所の建設も許さないとの立場である。しかし、だからと言って全く建設を行わないというのは、日本政府との約束に背きできない。従って、現在進行中である茨城と、首都圏に被爆者が多く居住していることを考慮して首都圏に、建設を考えている。本日(8日)も、これから首都圏の土地を見に行くことにしている。右の事情から、七カ所の建設は難しい。また、運営費についても、韓国政府国庫から賄うべく政府や国会に働きかけているが、難しいのが現状である。福祉会館の建設は、原爆被害者の反対も強く、なかなか思うように進まないのが現状である。

3. これに対し当方より以下の通り述べた。

個人に対する補償的な性格を有する支出については、名目はどうであれ、受け入れられないというのが日本側の立場である。韓赤の苦しい立場は理解するが、日本側にも働きかけ得ない原則がある。外務部、保健社会部にも申し入れておくので、右両部とも相談いただいた上で今後協議していきたい。本件はマスコミの関心が高いので、早急に解決しなければならない。

(了)